

南阿蘇村



(南阿蘇村白水庁舎)



(南阿蘇村久木野庁舎)



(南阿蘇村長陽庁舎)

一 概 況

平成一七年二月二三日、白水村、久木野村、長陽村の三村が合併し、人口二二、九七二(平成三二年国勢調査、面積約一三七平方キロメートル)の南阿蘇村が誕生した。北は阿蘇市、南は上益城郡山都町、東は阿蘇郡高森町、西は菊池郡大津町、阿蘇郡西原村にそれぞれ接する。村は、古くから南郷谷と称される阿蘇カルデラの南部に位置し、東は中央火口丘から西南に緩やかな傾斜をなし、そこに水源を発する白川がある。標高の高い地域の大部分は山林原野である。北は阿蘇山上、草千里、火口原を結ぶ線上で区切られ、西は、白川が阿蘇谷を北から流れる黒川と立野火口瀬付近で合流し、熊本平野へと下っている。南は、原生林を有する南外輪山分水嶺から北向きの傾斜地で西部俵山一帯の高原地域まで及ぶ。

交通は、村北西部を国道五七号が貫通、そこに阿蘇大橋で繋がる国道三二五号が走り、村中央部を貫通している。これとほぼ平行する形の県道二八号線も、俵山トンネル、南阿蘇トンネルの整備などにより利便性が向上している。国道五七号にはJＲ豊肥本線が併走し、スイッチバックで有名な立野駅を擁している。ここから高森へ向かう第三セクター南阿蘇鉄道が走り、村内には立野含め八駅がある。

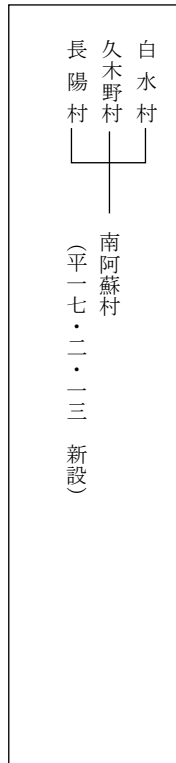
主要産業は、農業と阿蘇の地域資源を活かした観光産業である。農業では、米作中心に、トマト、苺、メロン、そばなどが主に栽培され、各方面に出荷されている。名所としては、長野神社氏子間に伝承された「岩戸神楽」、全山原始林でおおわれた北向山、京都大学火山研究所、阿蘇ファームランド、阿蘇お猿の里猿まわし劇場、東海大学阿蘇キャンパスなどが立地している。樹齢約四二〇年の一心行の大桜、羅漢山、御所隠谷塚、白禿城跡のほか、環境省の昭和の名水百選に選ばれた白川水源、平成の名水百選に選定されている南阿蘇村湧水群、熊本平成の名水百選に認定されている立野水源、古代の泉、恐ヶ淵など故事来歴に彩られた様々な湧水源が多数点在している。また、泥湯で有名な地獄温泉をはじめ、戸下、垂玉、湯の谷、栃木、栃木原、火の鳥など、泉質・効能の異なる個性豊かな温泉が多数ある。

二 村名の由来

白水村、久木野村、長陽村の三村合併にあたり、合併協議会は三村の小学生以上を対象に新村名を公募、一、二六二件（五六七種）の応募があり、「阿蘇白川村」「阿蘇南郷村」「大阿蘇村」「南阿蘇村」の四種類が候補として残ったが、各村で検討された結果、地域住民に馴染み深い「南阿蘇」の呼称が良いとの意見が大勢で、最終的には合併協議会において全会一致で「南阿蘇村」に決定された。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係村の状況



(一) 阿蘇郡白水村

明治三二年、五か村の合併により誕生し、以後近年まで村制を継続した。阿蘇南郷谷のほぼ中央に位置し、面積は約四八平方キロメートルである。

(二) 阿蘇郡久木野村

明治三二年、河陰村及び久石村の合併により誕生した村である。阿蘇外輪山の山麓にあつて、南郷谷の一部を占め、面積は約五一平方キロメートルである。

(三) 阿蘇郡長陽村

明治三二年、河陽村、長野村、下野村の合併により誕生し、昭和三一年八月に菊池郡瀬田村の一部を編入した。阿蘇の西山麓に位置し、面積は約三九平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月の県の市町村合併推進要綱においては、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村の六町村の組合せと、そこから蘇陽町、西原村が外れた四町村の組合せという二つの合併パターンが示された。

当初は、六町村での検討が進められたが、西原村が検討枠組みから離脱し、残る五町村のうち、白水村、久木野村、長陽村の三村は、住民アンケートの結果などから三村合併の方針を固めた。

平成一四年一〇月の任意協議会設置以降、着実に協議が進められ、平成一七年二月一三日、南阿蘇村が誕生した。（第二編「阿蘇地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

白水村、久木野村、長陽村を廃し、その区域をもつて、新しい村を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年二月一三日とする。

(三) 新村の名称

新村の名称は、『南阿蘇村』とする。

(四) 新村の事務所の位置

新村の庁舎の方式は、本庁方式（集中方式）とし、新村の事務所については、合併後すみやかに三村の中心付近（阿蘇郡長陽村大字河陽地内）に建設する。

なお、新庁舎ができるまでの庁舎の方式は、分庁方式とし、合併時の条例上の新村の事務所の位置は、現久木野村役場とする。

(五) 財産及び債務の取扱

財産及び債務の取扱については次のとおりとする。

(一) 公有財産、物品、債権、債務については、すべて新村に引き継ぐ。

(二) 共通の基金額については、平成一四年度標準財政規模の最低二〇%以上、国保財政調整積立金については、過去三カ年平均の療養費の二五%以上、その他の基金額（土地開発基金等）については、合併時の現有額を持ち寄る。

(三) 国土調査については、現行のとおり新村に引き継ぐ。管理については、地籍活用GISシステムの導入により、電子自治体として住民が望む高度な

情報サービスの提供を行う。

(4) 基準点管理については新村に引き継ぐ。

(六) 新村の建設計画

新村の建設計画は、別添「新村建設計画」に定めるとおりとする。(略)

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

新村の議会議員の定数及び任期については、公職選挙法第三条第三項の規定に基づき、合併の日から五〇日以内に設置選挙を行うこととし、定数は二二名とする。

(八) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員のうち選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで引き続き新村の農業委員会委員の選挙による委員として在任する。

新村の農業委員会委員の選挙については、選挙による委員の定数を二〇名とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。選挙区数は三とし、白水村、久木野村、長陽村にそれぞれ一選挙区を設ける。

(九) 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 税率及び納期の統一については、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(2) 軽自動車税の課税猶予(保留)の取扱いについては、合併時に規則・調査様式を制定する。

(3) 標識の色は、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(4) 過誤納還付金の返還期間については、現行のとおりに新村に引き継ぐ。

(5) 雑種地の評価方法については、現行のとおりに新村に引き継ぐ。平成一八年度評価替えに向け宅地比準などの評価方法を採用する。

(6) 私道の課税方法については、現行のとおりに新村に引き継ぐ。平成一八年度評価替えに向け、宅地比準などの評価方法を採用する。

(7) 固定資産税の課税免除については、合併までに調整する。減免については、新村に引き継ぐ。

(8) 固定資産評価額の調整は、土地及び家屋の評価額については、現行のとおりに新村に引き継ぐ。平成一八年度評価替えに向け、宅地比準などの評価方

法を採用する。

(9) 宅地評価の方法については、評価基準地点数及び路線評価は、現行のとおりに新村に引き継ぎ、不動産鑑定士及び下落修正については、合併までに調整する。

(10) 納税組合の取扱いについては、現組合は新村に引き継ぐ。新設組合の設立基準については合併までに調整し、組合長手当、前納報奨金は廃止する。

(11) 入湯税の公衆浴場に係る課税免除の取扱いについては、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(12) 申告様式は、合併後統一様式を作成する。

(13) 地方税法第一五条の七(執行停止)に関する処分基準は、現行のとおりに新村に引き継ぐ。

(14) 地方税法第一八条(不納欠損)に関する処分基準は、現行のとおりに新村に引き継ぐ。

(15) 滞納整理の年間計画は、合併までに滞納整理の年間計画表を作成する。

(16) 個人均等割の税率軽減は、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(17) 老人保健施設の固定資産税の軽減については、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(18) 村税の納付方法については、窓口納付は三か村で同一であるため現行のとおりに新村に引き継ぐ。口座振替については、長陽村の例により新村に引き継ぐ。

(二〇) 一般職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおり取扱うものとする。

(1) 白水村、久木野村、長陽村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新村の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新村において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、合併までに調整する。

(3) 給与格差是正については、合併までに調整を行い職員間の不均衡がないように調整する。

(4) 各種手当てについては、合併までに調整を行い不均衡が生じないように統一する。

(5) 職務分類及び職名の統一については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。

(6) 職員の任免については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、根拠法令に基づいて公正に処理する。

(7) 給与控除項目等の統一については、合併までに調整する。

(8) 旅費については、合併までに調整する。

(9) 定年退職については、現行のとおり新村に引き継ぐ。

(10) 分限・懲戒については、合併までに調整する。

(11) 嘱託職員・臨時職員については、合併までに規則要綱を整備統一し、適切な定員管理により最低限の採用に努める。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
白水村	桐原 夏雄	山室 頼雄	興梠 良蔵	郷 賢司	岩本 良喜
久木野村	飯法師 一幸	—	—	田所 隆夫	浅尾 千昌
長陽村	今村 輝昭	渡辺 武	後藤 博昭	古沢 一	古澤 育男

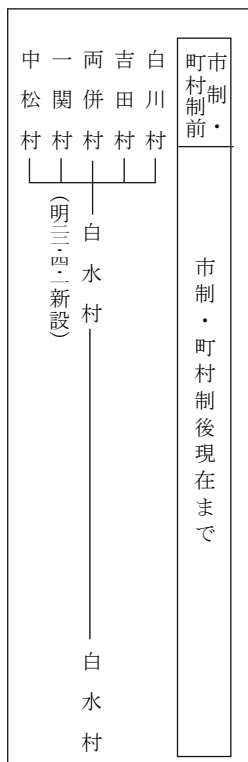
5 合併時の関係村の現況表

区 分	南阿蘇村	合併関係町
人口 (人)	二,四〇〇	白水村 四,六五五 久木野村 二,六七六 長陽村 五,〇七九
戸数 (戸)	四,一七六	白水村 一,四〇二 久木野村 八〇五 長陽村 一,九七三
面積 (km ²)	一三,七三三	白水村 四七,八九 久木野村 五〇,六四 長陽村 三八,七七
産業別人口 (人)	一,五九九	白水村 七九〇 久木野村 四〇六 長陽村 三六三
産業別人口の割合 (人)	一,二二六	白水村 五三 久木野村 二七九 長陽村 四四五
産業別人口の割合 (人)	三,二四二	白水村 一,〇三三 久木野村 六六九 長陽村 一,五七〇
計	六,〇三七	白水村 二,二〇五 久木野村 一,三五四 長陽村 二,三七八
中学校以上の学校	三	白水村 一 久木野村 一 長陽村 一
高等学校	〇	〇
市町村税納税総額 (百万円)	一,〇八四	白水村 二七四 久木野村 二四 長陽村 五九九
前年度予算総額 (百万円)	七,四九六	白水村 二,七九六 久木野村 一,九〇三 長陽村 二,七九七
生産額		
第一次産業 (百万円)	二,〇一九	白水村 一,〇〇〇 久木野村 五八 長陽村 五〇一
第二次産業 (百万円)	六,八三〇	白水村 三,三三三 久木野村 一,四六七 長陽村 二,〇五二
第三次産業 (百万円)	三,〇九二	白水村 七六一 久木野村 六〇四 長陽村 一,七三六
計 (百万円)	三,九八五	白水村 二,一〇三 久木野村 八〇三 長陽村 一,九七八

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧阿蘇郡白水村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



旧藩時代は、高森手永に属し、白川、吉田、両併、一関、中松、高森、村山、色見、二子石等の各村を総括する庄屋が置かれていた。明治三年（一八七〇）の藩政改革により、各村に里正を置くことになり、七年の大小区の再編により、本村は、阿蘇郡の第九小区、第一〇小区に分かれ、各村ごとに与長が置かれた。二年、郡区町村編制法の施行により、白川村と両併村、一関村と中松村が組合わさり、吉田村は一村でそれぞれ一行政区域となり、戸長役場が置かれたが、一七年前に前記五か村を合わせて一行政区域とされた。二年、町村制の施行に伴い、五か村が合併して白水村となった。村内には南郷谷を貫流し、肥後平野を潤す白川水源をはじめとしてたくさんの湧水池が点在していることから、白川の小洛として「白水村」と名付けられた。

2 町村合併促進法制定後の動向

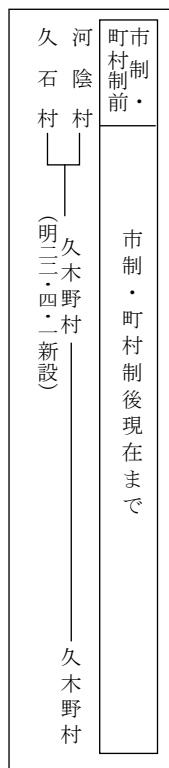
昭和二年（一九五三）一月八日、村当局は、町村合併促進法の周知を図るため村議会議員および各種団体の関係者を集めて町村合併研究会を開き、合併問題について討議したところ、研究会の意見として、従来から南郷谷は、あらゆる面にわたって同一歩調をとってきたし、地形的に同じ谷内にあるので、南郷谷を一円とした白水、高森、色見、久木野、長陽の五か町村合併が妥当であるという結論に達した。その後、村当局は、住民の意向を問うためにアンケートを取ったところ、五か町村合併が七五パーセント、県の合併試案による白水、長陽、久木野の三か村合併が二〇パーセント、合併反対が五パーセントという結果がでて、五か町村合併を希望する者が大半を占めた。しかし、村としては、県の試案による三か村合併を促進するため、同月二〇日、久木野、長陽の両村長および議会議長を招き研究会を開いた。また、同年一月二十四日には、この三か村合併懇談会が久木野村において開催されたが、各村とも六月二十六日の大水害の緊急復旧に追われて、合併問題は、一時中止の状態となった。その後、高森町は、三〇年四月一日、色見、草部と三か村で合併した。

同年八月二五日、県地方事務所において未合併町村懇談会が開催され、合併促進についていろいろ検討を行ったが、各町村とも財政的な面や合併後の役場の位置等について問題があり、その後も県の試案である三か村合併は一向に促進されなかった。そこで、三二年三月二九日、三か村合併について知事の合併勧告がな

された。このため、同年六月二六日、長陽において、県および関係三か村の合併懇談会が開催されたが、結論に達せず、三か村合併はついにとまらなかつた。

【旧阿蘇郡久木野村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



戦国時代に筑前の城主、原田下総守が敗れて、一族の原田六種忠が当地に落ちのびてきた村と伝えられるが、旧藩時代は、上久木野村、久木野村、下久木野村は布田手永に属し、二子石村は高森手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、各村は他の一二村とともに第一一大区第一〇小区となったが、その後、上久木野村と二子石村が合併して久石村となり、久木野村と下久木野村が合併して河陰村となった。一二年の郡区町村編制法施行により両村は単独でそれぞれ一行政区域となり、戸長役場が置かれたが、同一七年、両村は久石村列となって一行政区域となり、二三年の町村制の施行に伴ない久石村と河陰村が合併して久木野村となった。

なお、伝説によれば、阿蘇大明神の女神の阿蘇都媛命が身重になられたとき、大明神が一夜のうちに山を築き（夜峯）、その小陰を女神の陰山家とされ、この山が崩れぬ様に一本の留釘を麓に打たれた。後世の人が、この地を霊地として「釘の宮」を建てて祭ったと伝えられており、「久木野」の名称は、この伝説の「釘野」に由来している。

2 町村合併促進法制定後の動向

昭和二年（一九五三）、町村合併促進法の制定に伴い、県当局は、その周知を

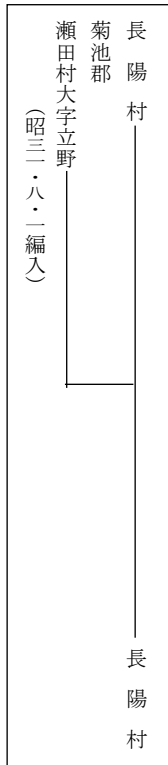
図るとともに、県が示した白水村、久木野村、長陽村の合併計画に基づき合併の賛否調査を行った結果、賛成が多数であったので、関係町村に対して積極的に合併促進を働きかけることになった。まず、同年一月二〇日、白水村役場に久木野、長陽、白水の各村長および議長が集まり、町村合併研究会を開催した。さらに、二月四日、久木野村役場にこれら三か村の議会議員および各種団体の代表者が集まり町村合併懇談会を開いたが、二八年六月二六日の水害復旧が先決であるとのことで合併促進はしばらく中止の状態となった。

その後、三〇年七月、久木野村町村合併委員の選任を行うとともに、町村合併懇談会を開催した。一方、山西村からは議長以下議員一〇名が合併打診のため来村したので、村では合併に対し、議員全員協議会や町村合併研究会を開催して検討したが、山西村との合併は地理的に困難であるとの結論に達し、合併は、県の合併試算どおり白水村、長陽村との三か村合併案で行くことに態度を決めた。しかし、三か村の合併は、一向に足並が揃わなかったため、三二年三月二九日、三か村にたいして知事の合併勧告がなされた。

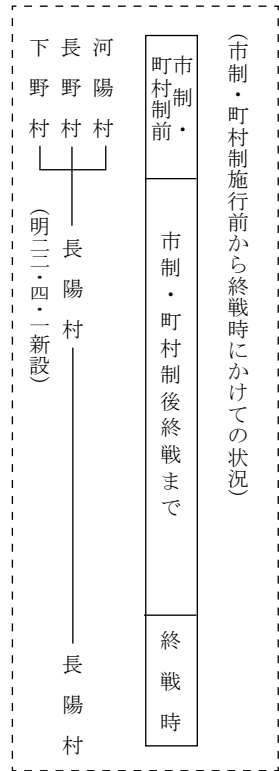
同年六月、県をはじめ関係三か村長および総務課長が集まり、町村合併懇談会を開いたが、白水村および長陽村の態度が非常に慎重であったため、依然として結論が出なかった。また、本村では、地理的条件から合併後の役場の位置を本村に置くことは不可能であろうということで、積極的な合併運動も見受けられず、両村の動きに順応するほかなしとの姿勢であったので、合併はついにまとまらなかった。

【旧阿蘇郡長陽村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



天正年間までは下田に一七〇〇石の城主、長野に三〇〇石の城主が阿蘇大宮司の配下にあつてこの地を統治した。下田城主は永治元年(一一四一)阿蘇大宮司友実の孫、恒富大宮司友房より下田の荘を分け与えられ、下田権大宮司職として下野狩の奉行となり、代々下田に居城したが、天正一三年(一五八五)、下田衛門尉宇治惟愛に至り、島津軍に敗れて没落し、同時に長野家も没落した。江戸時代に至つて、細川領となり、布田手永惣庄屋の統治を受けたが、明治三年(一八七〇)下田以下四か村に里正を置いて統治された。同五年五月里正に代わつて戸長が置かれた。七年の大小区制改正に伴ない東下田、下田、川後田、喜多、長野、宮寺の六か村は、久木野村などとともに第二大区、第一〇小区に編入された。その後東下田、下田、川後田、喜多、宮寺の五か村は合併して河陽村となり、二二年(一八七九)郡区町村編制法により河陽、下野、長野の三か村は一行政区として戸長役場が置かれ、二二年町村制の施行によつて合併し、長陽村となった。長野村の「長」と、河陽村の「陽」とをとり「長陽村」としたものである。

2 町村合併促進法制定後の動向

町村合併促進法の施行に伴い、昭和二八年(一九五三)一月、県は合併試算として、南郷谷三か村、すなわち長陽、白水、久木野の三か村と永水村の四か村の合併を発表した。一方、瀬田村については菊池郡大津町周辺町村、すなわち大津、平真城、陣内、瀬田の四か町村の合併案が発表された。ところが永水村が内牧町、黒川、尾ヶ石および山田の四か村ブロックの合併(二九年四月一日阿蘇町設置)に加わつたため、残りの長陽ほか二か村で合併を進めることになった。三か村は村長、議会議員、各種団体の長による合併懇談会を開く一方、各村内で

はそれぞれ役場職員、議会議員、各種団体の役員等による合併懇談会を開くなど、合併への動きが活発となってきた。

このころ隣村の菊池郡瀬田村では、町村合併について東の立野地区と西の瀬田、大林、吹田地区との意見が対立し、立野地区は、長陽村との合併を希望して、東部地区合併委員会、区民大会等で長陽村との合併を絶対多数で決議、村の全体協議会に決議文を提出するなど分村強行の態度を表明した。しかし、三〇年二月十九日、瀬田村議会では大津地区との合併を強行決議したので、合併反対派はこれに抗議して、二月二〇日立野部落代表が県庁前でハンストを行うといった事態まで発生した。県議会は、紛争の続いている瀬田村の大津地区合併は将来に禍根を残すとして合併議案を継続審議とした。その後、県議会議員の選挙があり、関係町村においても選挙にはいり、合併問題は一時停滞したが、瀬田村においては三一年にはいり両派の話し合いがすすみ、住民の意思にしたがい三一年八月一日、立野地区は瀬田村から分村して長陽村に編入合併し、他の地区は大津町と合併することで、立野地区の紛争にようやく終止符がうたれた。

この間、長陽、白水、久木野村の合併については、数回合併懇談会がもたれたが、二八年の水害復旧問題、役場位置の問題等のため全く進展せず、立野地区の帰趨を傍観したまま時日は経過した。

これに対して、三二年三月二十九日、三か村合併について知事の合併勧告があったが、立野地区は三か村合併に反対であり、加えて同年四月の選挙において当選した村長、議長は合併反対を公約して当選しており、合併はますます困難となり、ついに合併に至らなかった。

3 合併条件及び協定項目

- (一) 合併の形式 編入合併
- (二) 合併の時 昭和三一年八月一日
- (三) 出張所の設置および位置
当分の間、瀬田村大字立野字立石、五二九番地に置き、昭和三二年度中に瀬田村大字立野舞堂九六八の三番地に新築する。
- (四) 選挙
1 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法第九条第一項第二号の特例を適用し、瀬田村から長陽村に編入する議会議員の任期は、長陽村議会議員の残任期間とする。その後は地方自治法第九一条による定数とする。選挙区を設けない。

- 2 教育委員会は町村合併促進法第九条第二項第二号の特例を適用し、瀬田村から長陽村に編入する教育委員会委員の任期は、長陽村教育委員会委員の残任期間とする。
- 3 農業委員会委員は、町村合併促進法第九条第三項第二号の特例を適用し、瀬田村から長陽村に編入する農業委員会委員の任期は、長陽村農業委員会委員の残任期間とする。

(五) 職員の処置

- 1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。
- 2 職員の勤続年数は継承するものとする。
- 3 希望退職するものについては、合併後、長陽村において決定するものとする。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給与月額の一〇〇分の一五〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給与月額の一〇〇分の一二〇に勤続年数を乗じた額

(六) 財産及び負債

- 1 瀬田村の村有財産中長陽村に編入する瀬田村大字立野に帰属した財産は、長陽村に引き継ぐものとする。
- 2 瀬田村の負債にして長陽村に編入する瀬田村大字立野に帰属した負債は、長陽村において支払うものとする。

(七) 消防

- 1 消防団は統括して次の編成をする。

団長	一名	副団長	二名
分団長	七名	副分団長	七名
部長	一二名	班長	一六名
団員	名		

(八) 国民健康保険

長陽村において実施中の国民健康保険については、町村合併促進法第十八条

の規定に基づいて、昭和三一年度中は啓蒙宣伝に務め、徐々に旧瀬田村大字立野地区についても全面的に実施するものとする。

(九) 税制

旧瀬田村大字立野地区については、昭和三一年度に限り瀬田村賦課徴収条例による税率を採用し、昭和三二年度より長陽村税賦課徴収条例により賦課徴収するものとする。

(一〇) 各種団体の統治

1 農業協同組合

瀬田村大字立野地区の農民は、可及的速やかに長陽村農業協同組合に加入の手續きをするものとする。

2 農業共済組合

瀬田村大字立野地区の農民は、法の定める所により長陽村農業共済組合に加入するものとする。

(一一) 駐在吏員の設置

部落駐在吏員設置の区域は現在のままとし漸次改廃する。

(一二) 村及び字の名称(省略)

右協定する。